

「仙台市スポーツ推進計画」(中間案)に関する意見の概要と本市の考え方

NO	項目	意見の概要	本市の考え方
1	第1章「計画の策定にあたって」 4.本市スポーツ推進計画におけるスポーツの範囲	<p>スポーツの語源にもあり、また WHO も「運動はどのような形でもよく、仕事や移動の最中、レジャー活動や遊びの中、さらにはガーデニングや掃除といった日常生活のなかでも実施可能である」と挙げている遊びについてしっかりと例示することを提案する。</p> <p>修正文案「本計画では、野球、サッカー等の競技種目から、レクリエーション活動、健康・美容のための散歩や体操等の軽い運動、子どもの遊び、徒歩や自転車による通勤や買い物等の日常生活における活動まで、意識的・継続的に行う様々な身体活動のことを「スポーツ」として幅広く捉え、」</p>	<p>ここでは、意識的・継続的に行う様々な身体活動として、イメージがしやすいよう例示しております。</p> <p>ご提案いただきました「子どもの遊び」については、施策 1-2-②子どもが遊ぶ・スポーツを体験する機会の創出において、子どもが楽しみながら体を動かすことへの興味・関心を高めるきっかけをつくる手法の一つとして活用してまいりたいと考えております。</p>
2	第1章「計画の策定にあたって」 4.本市スポーツ推進計画におけるスポーツの範囲	<p>上記同様、概念図にも「子どもの遊び」を追記することを提案する。</p>	<p>同上</p>
3	第3章「基本方針」 基本方針1	<p>スポーツ庁の 2018 年策定「スポーツ実施率向上のための行動計画」によれば、幼児期の外遊び習慣がその後の運動習慣に影響を与えるとされている。アクティブライフスタイルの基礎づくりのために、子どもが屋外で遊ぶ環境の充実が重要なことを基本方針の分にも明記しておくことが重要なのではないかと。</p> <p>修正文案「特に、生涯にわたる豊かなアクティブライフスタイルの基礎づくりとしての子どもが屋外で遊んだり運動をしたりできる環境の充実や、高齢者や障害者が無理なく自分のペースでスポーツを楽しめるスポーツ環境の充実を図ります。」</p>	<p>ご提案の「子どもが屋外で遊んだり運動をしたりできる環境の充実」は、子どものスポーツ推進に含まれる要素であると認識しております。施策 1-6-⑤身近なところで体を動かせる空間づくりの主な事業に掲載している事業をはじめ関係部局間の連携を図りながら子どもが外で体を動かして遊べる空間づくりに取り組んでまいります。</p>
4	第5章「施策」 施策 1-2 子どものスポーツ推進	<p>身体を動かすこと全般を「スポーツ」としてとらえるのは非常に素晴らしい事と思う。</p> <p>子どもにとっての外遊びも「スポーツ」の枠に入るものではないかと。</p> <p>仙台市では、緑の基本計画において外遊びの空間である「プレーパーク」の拡充を掲げている。</p> <p>身体を動かす楽しさの入口となる、外遊びの空間の確保も積極的に応援する文言を入れることはできないかと。</p>	<p>本計画では、子どもが外で体を動かして遊ぶこともスポーツとして捉えます。施策 1-6-⑤身近なところで体を動かせる空間づくりの主な事業に掲載している事業をはじめ関係部局間の連携を図りながら子どもが外で体を動かして遊べる空間づくりに取り組んでまいります。</p>

NO	項目	意見の概要	本市の考え方
5	第5章「施策」 施策1-2 子どものスポーツ推進 ②子どもが遊ぶ・スポーツを体験する機会の創出	子どもが自由に遊べる場を充実させていくことの必要性が令和3年8月のスポーツ推進審議会で議論された。また、2021年に策定された「仙台市みどりの基本計画」では、自由な遊び場である「プレーパークの充実」の施策が新たに盛り込まれている。 施策1-2-②主な事業に「プレーパークの拡充」の追加記載することを提案する。	同上
6	第5章「施策」 施策1-2 子どものスポーツ推進 ③子どもの健康な体づくりと体力・運動能力向上の推進	主な事業の一つとして、「子どもが誰でも自由に遊べるプレーパークの推進」の記述を加えてほしい。	同上
7	第5章「施策」 施策1-2 子どものスポーツ推進 ②子どもが遊ぶ・スポーツを体験する機会の創出	文科省の定める「幼児期運動指針」では、冒頭で「都市化や少子化が進展したことは、社会環境や人々の生活様式を大きく変化させ、子どもにとって遊ぶ場所、遊ぶ仲間、遊ぶ時間の減少、そして交通事故や犯罪への懸念などが体を動かして遊ぶ機会の減少を招いている。」と指摘し、「主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を、幼児の生活全体の中に確保していくことは大きな課題である。」と述べている。 本計画でも、生活全体の中に遊ぶ機会を増やしていくこと自体を一つの小項目として挙げ、環境整備に取り組んでいくことを提案する。 修正案: イベント事業中心に規定される「施策1-2-②子どもが遊ぶ・スポーツを体験する機会の創出」から独立して「施策1-2-③幼児期から子どもが遊び体を動かせる環境の整備」等の項目をつくり、「仙台市すこやか子育てプラン」にもある「遊びの環境の充実に挙げる内容を盛り込む。	同上
8	第5章「施策」 施策1-2 子どものスポーツ推進 ②子どもが遊ぶ・スポーツを体験する機会の創出	趣旨文において、親の経済力や考え方に関わらず、子どもが遊ぶ・スポーツを体験する機会を得られる環境づくりを行うとの記述を加えてほしい。	生涯にわたる豊かなアクティブライフスタイルの基礎づくりには、子どもに対する施策が重要であると認識しております。子どもたちが、気軽に遊び、スポーツに親しむことができるよう関係部局間の連携を図りながら取り組んでまいります。

N0	項目	意見の概要	本市の考え方
9	第5章「施策」 施策1-2 子どものスポーツ推進 ②子どもが遊ぶ・スポーツを体験する機会の創出	子どもたちが自由に遊びや運動ができる環境を考える際、学校の「遊び場開放」事業が重要と考えられるが、年月を経るうちに、同上1項「スポーツ開放」同3項「自由活動開放」に吸収される形で消滅してしまったものとみられる。遊び場開放事業は在校生に限らず、地域の幼児親子等も利用できる事業として重要なものと考えられるので本計画であらためて位置づけ、子どもたちが自由に遊びや運動ができる環境を整えていく方向を出すことを提案する。 施策1-2-②主な事業に「地域の幼児も遊べる校庭の遊び場開放事業の再開」の追加掲載を提案する。	学校体育施設開放事業では、予め登録いただいた団体が、指定された時間に利用いただく「スポーツ開放」、地域の方々が日常の遊び場として利用いただける「遊び場開放」、土曜日の午前中に地域の方々に構成される管理運営委員会が実施する「自由活動開放」を、それぞれの地域の実情やニーズに応じて展開しています。 引き続き、学校教育に支障がない範囲で、体育館や校庭を開放することで、本市の社会体育の普及並びに子どもたちの安全な遊び場の確保に取り組んでまいります。
10	第5章「施策」 施策1-2 子どものスポーツ推進 ⑦競技活動支援	P53の通り、スポーツインテグリティの確保については、競技団体のガバナンス強化とコンプライアンスの徹底が必要不可欠であることから、「支援を進めるとともに、競技団体及び指導者の倫理・コンプライアンスの強化を行います。」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
11	第5章「施策」 施策1-1 スポーツに親しむ意欲の喚起 施策1-7 スポーツに関わる人材の育成と活動の場の確保	スポーツ指導者や親等による暴力・暴言・ハラスメントがあると、一人ひとりがスポーツで元気になることはできない。 施策1-1-①スポーツの楽しみ方や効果等の情報発信の内容に、スポーツにおける暴力・暴言・ハラスメントを無くす取組の情報発信をするとの記述を加えてほしい。また、施策1-7-①スポーツ指導者等の養成・資質向上の内容に、スポーツ指導者や親による暴力・暴言・ハラスメントを無くす取組をするとの記述を加えてほしい。	スポーツを実施する上で、安全・安心の確保は重要であり、スポーツ指導における暴力・虐待等は根絶する必要があると認識しております。本計画の施策1-2-⑦及び1-7-①の主な事業に記載しております「スポーツ指導者等の倫理・コンプライアンス強化の推進」により、情報発信を含め、取り組んでまいります。
12	第5章「施策」 基本方針1 アクティブライフスタイルの推進 基本方針2 地域コミュニティ活性化につながるスポーツ機会の充実	プロ・アマ問わず多くの女性スポーツ団体が存在し、また女性アスリートも多く生み出していることを活かし、「競技横断的な取組みで女性スポーツと女性市民との距離を縮めるプロモーションができる可能性を秘めていると思う。 特に、次を担う世代となる女子小・中学生に対して競技横断的な魅力訴求を学校教育等の場で発信することは非常に重要と考えている。女子小・中学生たちにとって「スポーツ」がより身近となる施策に落とし込まれることを期待している。	女性のスポーツ実施率は男性に比べ低く、また、小・中学生の運動やスポーツが好きな割合についても男子より低い状況にあります。本計画では、新たに「施策1-4 女性のスポーツ参加促進」を設け、女性が生涯にわたりスポーツを楽しむことができる環境づくりを行ってまいります。小・中学生につきましても、関係部局間の連携を図りながらスポーツがより身近になるよう取り組みを進めてまいります。

N0	項目	意見の概要	本市の考え方
13	第5章「施策」 施策 1-6 身近にスポーツができる 場所・機会の充実 ③施設機能の維持・向上	スポーツ活動中の事故・外傷等の防止を図るためには、スポーツ施設及び用器具の安全性の確保が必要であり、施設管理者においても定期的な点検や修繕、用器具の更新等を通じて適切な管理運営をすることが求められる。 ついては、記述の部分に「～を踏まえ、スポーツ施設の長寿命化と施設(及び用器具)の安全性を確保するための計画的な改修・更新を引き続き実施するとともに～」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
14 ・ 15	第5章「施策」 施策 1-6 身近にスポーツができる 場所・機会の充実 ③施設機能の維持・向上	仙台市には、公認競泳プールが1つもなく、大会は利府町の県営グランディ 21 プールで開催されている。しかし、県営プールはアクセスがとても不便で、子どもたちや高齢者体の不自由な方にとってはご家族やボランティアの方々への協力による送迎が不可欠であり大きな負担をかけているのが現状である。ぜひ、公認競泳プールを地下鉄沿線などの交通の便利な地域に設けてほしい。 他1件	多様な付帯施設が必要な公認プールの設置は、大きな整備費用、維持管理費用の負担を伴うものでございますことから、現在ある県内の公認プールの利用状況の動向を踏まえながら、引き続き中長期的な課題として検討してまいりたいと考えております。
16	第5章「施策」 施策 1-6 身近にスポーツができる 場所・機会の充実 ③施設機能の維持・向上	計画に「施設の向上」を掲げるのであれば、貨物ターミナルの跡地に、ぜひサブトラックを造ってほしい。サブトラックは、陸上競技場に絶対必要である。「スポーツに親しむ意欲の喚起」「子どものスポーツ推進」はとても大事だと思う。せっかく芽生えた意欲が継続できるよう、行政には環境を整え、施設の向上に努めていただきたい	利用者や競技団体のご意見を丁寧に伺いながら、必要な改修を適切に行い、良好な競技環境の確保に努めてまいりますとともに、長期的視点から陸上競技場の在り方について、陸上競技場を含めました宮城野原公園総合運動場の敷地を所有、管理する宮城県と意見交換を行ってまいります。
17	第5章「施策」 施策 1-6 身近にスポーツができる 場所・機会の充実 ⑤身近なところで体を動かせる空間づくり	主な事業の「市民の健康を支える公園づくりの推進」を「市民の健康を支える公園づくり・公園マネジメントの推進」と修正して記述してほしい。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
18	第6章「計画の推進」 成果指標・目標値	元気はつらつチャレンジカードの100回利用を達成するためには、ほぼ3日に1回のペースになり、高齢者にはハードルが高いと思う。それぞれのペースで利用できるよう、期限設定をやめることを検討してほしい。	本市では、高齢者が日常的にスポーツに親しめるよう、気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の機会の充実や、元気はつらつチャレンジカードの利用推奨など、高齢者のスポーツ活動支援を行っております。いただきましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

N0	項目	意見の概要	本市の考え方
19	その他	宮城県が進める「ルルブル運動」は、本計画の推進にもつながるものと思う。実際に学校の教育活動の中でも取り入れられており、本計画にも明記するなどしてはいかかがか。	いただきましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
20	その他	施設の利用料について。市民センター体育館の利用料金は、1人あたり240円2人で利用すれば480円、4人で利用すれば960円である。例えば、卓球台1台あたり480円とし多くの人が利用すれば割安となるようにしてスポーツ振興、利用者の増大を目指すことを提案する。	いただきましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。